

発注証拠金額の設定ルールの変更について

「金融商品取引業等に関する内閣府例」の改正により、2010年8月1日から外国為替証拠金取引等について、金融商品取引業者等が想定元本の2%以上の証拠金の預託を受けずに取引を行うことを禁止する規制(いわゆる「証拠金規制」)が導入されました。(2011年8月1日からは、4%以上に引上げられる予定です。)

当行では、東京金融取引所が定める「為替証拠金基準額」に一定の「任意証拠金」を加えた金額を「発注証拠金」として参りましたが、証拠金規制により取引のリスク水準が低くなったことと、お客さまの多様な運用ニーズにお応えするため、現行のルールを下記の通り変更いたします。

記

- 変更の概要

(変更前)

発注証拠金額 = 為替証拠金基準額 + 任意証拠金額

任意証拠金額は為替証拠金基準額の50%

例) 発注証拠金額: 15,000円、証拠金基準額: 10,000円

(変更後)

発注証拠金額 = 証拠金基準額

「任意証拠金」は撤廃され、発注証拠金は為替証拠金基準額と同額

例) 発注証拠金額: 10,000円、証拠金基準額: 10,000円

- スケジュール(予定)

2010年9月27日(月): 新証拠金額発表

2010年10月4日(月): 新証拠金額適用開始

- 発注証拠金基準額の変動について

東京金融取引所が定める為替証拠金基準額は原則として毎週見直されます。当行の発注証拠金額(為替証拠金基準額と同額)の変動については、当行[ホームページ](#)にてご

案内いたします。

為替証拠金基準額の変更については、東京金融取引所の[ホームページ](#)にも掲載されます。

・ 2010年10月4日(月)以降のお取引についての注意事項

- (1) 取引時間中5分ごとのチェックにおいて、有効証拠金額が必要証拠金額の120%を割り込みますと(有効比率が120%以下)、有効比率の低下をお知らせするアラートメールが発信されます。

アラートメール発信基準となるアラート基準は、取引所為替証拠金取引口座開設後、取引画面よりお客さまが任意に設定することができます。

上記の「120%」は初期値設定です。

- (2) 毎日の取引時間終了後の値洗いの結果、有効証拠金額が必要証拠金額を割り込んだ場合(有効比率が100%未満となった場合)、証拠金不足となり、証拠金不足メールが発信されます。
- (3) 取引時間中5分ごとのチェックにおいて、有効証拠金額が必要証拠金額の75%を割り込んだ場合(有効比率が75%以下)、損失の拡大を防ぐため、全ての保有建玉を強制的に成行による反対売買(ロスカット)を行います。
- (4) 少ない証拠金でお取引いただけるようになりますが、証拠金には十分に余裕をもってお取引ください。

以上

商号：楽天銀行株式会社

登録番号：登録金融機関 関東財務局長(登金)第609号

加入協会：日本証券業協会、金融先物取引業協会